

◆均等割

●均等割の税額

個人の住民税の均等割は、次のように定められています。

市町村民税（年額）	3,500円
都民税（年額）	1,500円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、市民税及び都民税の均等割額は、それぞれ、これまでの金額に500円を加算した金額となります。（平成26年度から令和5年度まで）

◆所得割

●所得割の計算方法

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

 (<u>所得金額</u> − <u>所得控除額</u>)×税率−調整控除−税額控除課税所得金額
 − <u>配当割額控除</u> ・ <u>株式等譲渡所得割額控除</u> ＝ <u>所得割額</u>

※控除しきれない配当割額、株式等譲渡所得割額は還付または充当されます。

●所得割の税額(総合課税)

課税所得の段階	標準税率	
	市民税	都民税
一律	6%	4%

●人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(調整控除)

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するため、次により求めた金額を所得割から控除します。

- 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人
 - アとイのいずれか小さい額の5%（市民税 3%、都民税 2%）
 - ア 人的控除額の差の合計額
 - イ 個人住民税の合計課税所得金額
 - 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の人
 - |人的控除額の差の合計額 −（個人住民税の合計課税所得金額 −200万円）}の5%（市民税 3%、都民税 2%）ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。
- ※上記の合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職金額の合計額です。
- ※合計所得金額2,500万円超の場合、調整控除は適用されません。

【住民税と所得税の主な人的控除の差額】

控除の種類	住民税	所得税	差額
基礎控除(納税義務者の所得によって額は変わります。)	43万円	48万円	5万円
一般配偶者(※)・一般扶養控除 ^(16～18歳) _(23～69歳)	33万円	38万円	5万円
老人配偶者控除(※)・老人扶養（70歳～）	38万円	48万円	10万円
特定扶養控除（19～22歳）	45万円	63万円	18万円

※納税義務者・配偶者の所得によって額は変わります。

●税額控除

① 配当控除

区分	市民税	都民税
課税総所得金額等が1,000万円以下の部分の配当所得金額	1.6%	1.2%
課税総所得金額等が1,000万円を超える部分の配当所得金額	0.8%	0.6%

※配当の内容により控除率が変わる場合があります。

※申告不要の配当所得・株式等譲渡所得について

地方税が特別徴収された配当所得・株式等譲渡所得は申告を要しませんが、納税者本人が有利であると判断した場合には所得として申告することもできます。

② 寄附金税額控除

基本控除	次のうちいずれか小さい額を控除する。) × 市民税 6% 都民税 4%
	<ul style="list-style-type: none">①都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附金、都道府県共同募金会もしくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は[*]1所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金等のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該都道府県もしくは市町村が条例で定めたものの合計額 ②総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30% <p>[*]1 控除の対象となる寄附金、控除開始年度は各都道府県各市町村の条例により異なります。</p>	
特例控除	都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金については基本控除に加え、特例控除が加算される。 ※ただし、所得割の20%を上限とする。	
	(都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 −2,000円) × (90%−所得税の限界税率) × の合計額	市民税 3/5 都民税 2/5

●所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類	所得金額の計算方法		
事業(営業等)所得	販売業、製造業、飲食業、医師、弁護士、外交員など		
収入金額－必要経費＝事業（営業等）所得の金額			
農業所得	農産物の生産、果樹、家畜、養蚕など		
収入金額－必要経費＝農業所得の金額			
不動産所得	地代、家賃、権利金など		
収入金額－必要経費＝不動産所得の金額			
配当所得	株式や出資の配当など		
収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額			
給与所得	サラリーマンの給料など		
給与所得の速算表参照			
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得、報酬、謝礼	公的年金等	公的年金等に係る雑所得の速算表参照
		業務	収入金額－必要経費＝雑所得（業務）の金額
		その他	収入金額－必要経費＝雑所得（その他）の金額
一時所得	生命保険の満期保険金など一時的に生じる所得		
収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）＝一時所得の金額（課税される一時所得は一時所得金額の2分の1）			

●所得金額調整控除

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
 - なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円となります。
 - (1) 本人が特別障害者に該当する場合
 - (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
 - (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する場合
 - (4) 特別障害者である扶養親族を有する場合
- 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。
 - なお、給与所得及び公的年金雑所得が、それぞれ10万円を超える場合は、10万円が限度となります。

●所得控除

種類	控除額										
① 社会保険料控除	支払った額										
② 小規模企業共済等掛金控除	支払った額										
③ 生命保険料控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新制度適用契約） <p>(a) 介護医療保険料控除（上限控除額）28,000円</p> <p>(b) 一般生命保険料控除（上限控除額）28,000円</p> <p>(c) 個人年金保険料控除（上限控除額）28,000円</p> ※(a)＋(b)＋(c)の合計額の上限は70,000円										
	<table> <tbody><tr> <th>支払った保険料等</th> <th>控除額</th></tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料等の1/2＋6,000円</td></tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料等の1/4＋14,000円</td></tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td></tr> </tbody></table>	支払った保険料等	控除額	12,000円以下	支払った保険料等の全額	12,001円～32,000円	支払った保険料等の1/2＋6,000円	32,001円～56,000円	支払った保険料等の1/4＋14,000円	56,001円以上	28,000円
支払った保険料等	控除額										
12,000円以下	支払った保険料等の全額										
12,001円～32,000円	支払った保険料等の1/2＋6,000円										
32,001円～56,000円	支払った保険料等の1/4＋14,000円										
56,001円以上	28,000円										
	(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧制度適用契約） <p>(a) 一般生命保険料控除（上限控除額）35,000円</p> <p>(b) 個人年金保険料控除（上限控除額）35,000円</p> ※(a)＋(b)の合計額の上限は70,000円										
	<table> <tbody><tr> <th>支払った保険料等</th> <th>控除額</th></tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払った保険料等の1/2＋7,500円</td></tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払った保険料等の1/4＋17,500円</td></tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td></tr> </tbody></table>	支払った保険料等	控除額	15,000円以下	支払った保険料等の全額	15,001円～40,000円	支払った保険料等の1/2＋7,500円	40,001円～70,000円	支払った保険料等の1/4＋17,500円	70,001円以上	35,000円
支払った保険料等	控除額										
15,000円以下	支払った保険料等の全額										
15,001円～40,000円	支払った保険料等の1/2＋7,500円										
40,001円～70,000円	支払った保険料等の1/4＋17,500円										
70,001円以上	35,000円										
	※(1)と(2)両方の保険契約等に係る控除がある場合 <p>(1)新制度適用契約と(2)旧制度適用契約の両方をご契約されている場合は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに(a)新契約のみで申告、(b)旧契約のみで申告、(c)新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。</p> ※(c)を選択される場合は、それぞれの合計額が申告額となりますが、限度額28,000円です。										
④ 地震保険料控除（旧長期損害保険料控除）	●支払った保険料のすべてが地震保険契約に係るものである場合 <p>支払った保険料の1/2（限度額 25,000円）</p> ●支払った保険料のすべてが旧長期損害保険契約に係るものである場合 <p>①支払った保険料が5,000円以下の場合には ……支払った保険料全額</p> <p>②支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合には ……支払った保険料の1/2＋2,500円</p> <p>③支払った保険料が15,000円を超える場合には ……10,000円</p> ●支払った保険料が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合 <p>地震保険料で計算した金額と旧長期損害保険料で計算した金額との合計額（限度額 25,000円）</p> 注）一つの損害保険契約等が、地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみを選択するものとします。 ※旧長期損害保険契約とは、満期返戻金等のあるもので保険（共済）期間が10年以上で、平成18年12月31日までに締結したものをいいます。										
⑤ 寡婦控除	納税義務者が寡婦である場合には（適用要件有） …… 26万円										
⑥ ひとり親控除	納税義務者がひとり親である場合には（適用要件有） …… 30万円										
⑦ 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には（適用要件有） …… 26万円										

令和3年分 給与所得の速算表		
給与等の収入金額の合計額から	給与所得の金額	
	まで	
550,999円まで	0円	
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A）
1,800,000円	3,599,999円	「A×2.8－80,000円」で求めた金額
3,600,000円	6,599,999円	「A×3.2－440,000円」で求めた金額
6,600,000円	8,499,999円	「収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上	「収入金額－1,950,000円」で求めた金額	

令和3年分 公的年金等に係る雑所得の速算表		
受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額
65歳以上	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円
65歳未満	1,300,000円未満	収入金額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

※公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額

※公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額

種類	控除額																																																								
⑧ 障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき …… 26万円 <p>（特別障害者については …… 30万円）</p> 納税義務者またはその配偶者もしくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は1人につき …… 53万円																																																								
⑨ 配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合、配偶者の合計所得金額に応じた額を控除することができます。																																																								
⑩ 配偶者特別控除	<table> <tbody><tr> <th rowspan="2">配偶者控除</th> <th colspan="4">納税(義務)者の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th></tr> <tr> <td rowspan="2">⑨ 配偶者控除</td> <td>48万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td></tr> <tr> <td>70歳以上の場合</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td></tr> <tr> <td rowspan="6">⑩ 配偶者特別控除</td> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td></tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">⑩ 配偶者特別控除</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td></tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td></tr> </tbody></table>	配偶者控除	納税(義務)者の合計所得金額				配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	⑨ 配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円	70歳以上の場合	38万円	26万円	13万円	⑩ 配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	⑩ 配偶者特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0万円	0万円	0万円
配偶者控除	納税(義務)者の合計所得金額																																																								
	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																					
⑨ 配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円																																																					
	70歳以上の場合	38万円	26万円	13万円																																																					
⑩ 配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																					
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																					
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																					
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																					
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																					
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																					
⑩ 配偶者特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																					
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																					
	133万円超	0万円	0万円	0万円																																																					
⑪ 扶養控除	●一般の扶養親族1人につき（16～18歳・23～69歳） …… 33万円 <ul style="list-style-type: none">●特定扶養親族1人につき（19～22歳） …… 45万円 ●老人扶養親族1人につき（70歳以上） …… 38万円 ●納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき …… 45万円																																																								
⑫ 雑損控除	次のいずれかの大きい額 <p>①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10）</p> <p>②（災害関連支出の金額）－5万円</p>																																																								
⑬ 医療費控除	(支払った医療費－保険等により補てんされた額)－{(総所得金額等5/100)または10万円のいずれか小さい額}（限度額200万円） <p>(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされた額)（限度額8万8千円）</p>																																																								
⑭ 基礎控除	【合計所得金額】 <p>2,400万円以下 …… 43万円</p> <p>2,400万円超から2,450万円以下 …… 29万円</p> <p>2,450万円超から2,500万円以下 …… 15万円</p> <p>2,500万円超 …… 0円</p>																																																								

【年齢について】16～18歳とは、H15年1月2日～H18年1月1日の間に生まれた方

19～22歳とは、H11年1月2日～H15年1月1日の間に生まれた方

23～69歳とは、S27年1月2日～H11年1月1日の間に生まれた方

70歳以上とは、S27年1月1日以前に生まれた方